



TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

タイ国 法律改訂情報 Vol. 83 (2017年11月16日発行)

みなさま、こんにちは。本日のタイ国法律改定情報 Vol.83 は「派遣と請負について」をお送り致します。日本では「派遣と請負」の定義があり、指示系統の違いにより分けられております。タイでは、派遣と請負の定義が明確化されておられません。今回はその点につきピックアップとして取り上げました。

派遣と請負について (日本とタイの相違点)

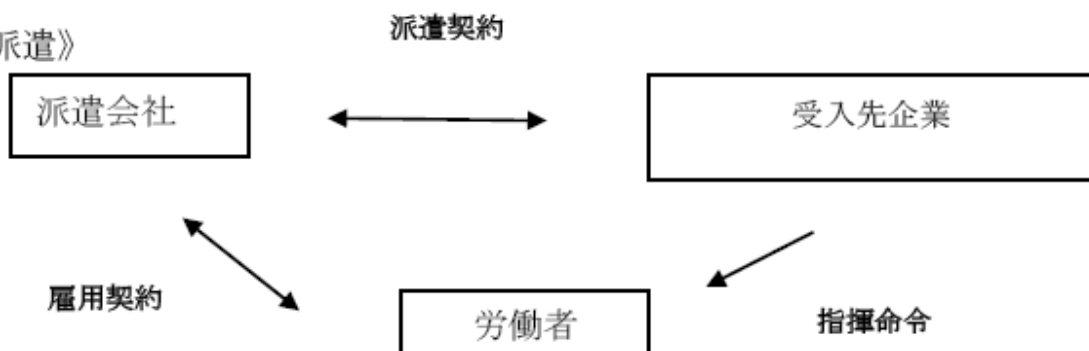
日系企業の中にはアウトソーシング（請負、派遣）を利用し、業務の遂行をしている会社が多いと存じます。そこで、本日は日本人には馴染みのある言葉「派遣」、「請負」についてタイ国での位置づけを説明を致します。

タイ国においては日本で言う「派遣」という雇用形態はあまりなく、明確に法律的な定めがありません。※稀に日本で言う紹介予定派遣（一定の期間を経過した後社員となる）のような雇用形態があるようですが、会社独自のサービスであり、明確な言葉の定義がありません。

一方「請負」（サブコン）の方が馴染みがありますが、日本での定義と同様の定義ではなく、実際には「請負」及び「派遣」にははっきりとした境目がないのが現状です。

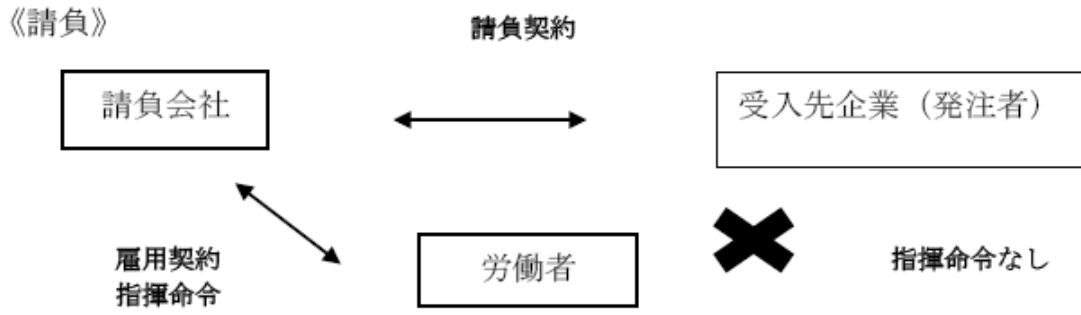
「日本」

《派遣》



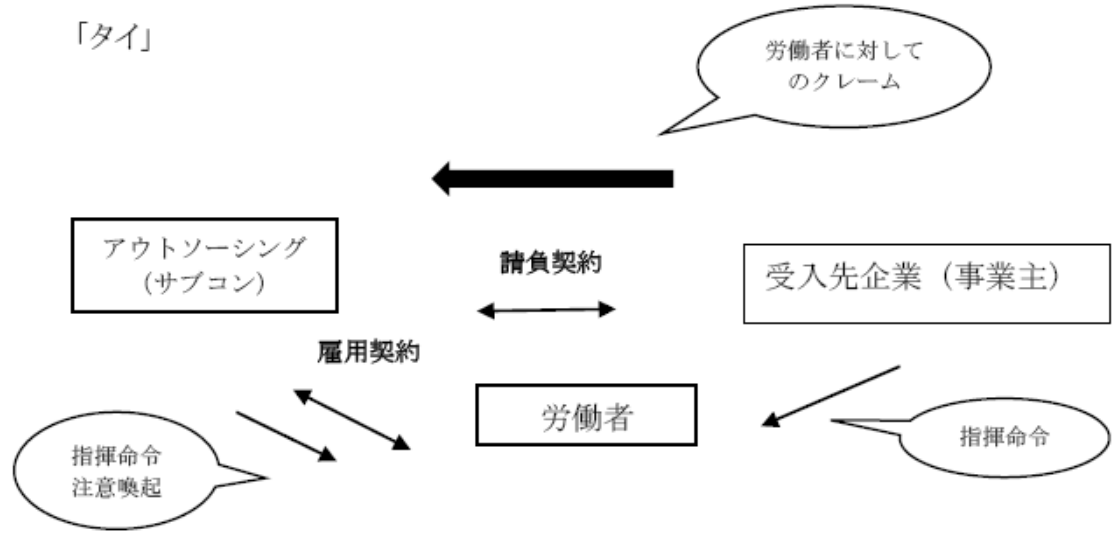
○雇用主は派遣会社

○受入先企業が労働者に指揮命令



- 雇用主は請負会社
- 受入先企業(発注者)は労働者に指揮命令しない。指揮命令は請負会社。

~~~~~



※指示系統は会社間の取り決めによる。上述の図は一例。

タイ国内において被雇用者の解釈

- (1) 自社社員 (月給、日給、契約社員、パート、期間社員)
- (2) 外部の者 (アウトソース・サブコントラクト) ⇒日本で言う請負・派遣

事業主は賃金の支払いを直接していないからという理由で、上述の（２）の者を日本で言う請負・派遣と同じ解釈にはできません。⇒自社社員と同じ待遇をしなくて良いという解釈は間違いとなる場合があります。その根拠が下記です。

#### 《タイ労働者保護法と解釈》

○事業主が人材紹介事業者ではない第 3 者に人材の調達を依頼した場合において、第 3 者が当該業務を管理しているか、業務を行う人材の賃金支払いの責任を担っているかにかかわらず、当該の人材の業務が事業主の責任下にある生産過程又は事業の一部である場合、雇用主は事業主となる。（労働者保護法第 11/1 条）

○事業主は、事業主と直接雇用契約を締結した被雇用者と同じ形態の業務を行う労働者に対して、差別なく公平に恩恵、福利厚生を提供する。（労働者保護法第 11/1 条）

（例）自社社員と同じ職位、同じラインで、同じ作業を（２）の者が作業をする場合。社員と明らかな待遇の違いは法律違反となる可能性があります。実際に最高裁判所判例（22326-22404/2555 号）で“待遇の差異は法律違反”との判決が出ています。

#### 【まとめ】

即ち、タイ国においては“請負・派遣”という日本と同様の概念はなく、職務内容及び職務過程の状況により、労働者に対する事業主の責任が変わってくるというのが現状です。それを踏まえた上で事業主は労働者に対する処遇に注意を払わなければなりません。

~~~~~

【お断り】

1. 各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。

以上、ご了承の程お願い申し上げます。

【発行者】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th

HP: <http://tjprannarai.co.th/jp/home.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2017年12月21日(木)です

~~~~~

**【お知らせ】**

**勉強会：タイ国労働法を学ぶ(全3回)**

去る11月9日、労働関連法のセミナーが行われました。全3コースの2回目の講義です。

2回目となった本講座では、1回目に取上げた“就業規則と労働者保護法の関係性”を更に深く掘り下げた内容となりました。前回の内容を踏まえ「労使間の契約書と労使紛争」というタイトルで、会社内である労使間の契約書(例：警告書、解雇通知書など)の注意点と契約書が原因として発生した訴訟を見ていきました。

次回の日程は以下の通りです。(全3回コースの3回目)

3回目：12月7日(木)「事例・判例(ケーススタディ)」



本コースにご興味がある方は、下記までお問い合わせ下さい。

主催・泰日経済技術振興協会

研修担当：笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール：[japanese.course@tpa.or.th](mailto:japanese.course@tpa.or.th)

Tel: +66-2717-3000~3029 ext.754

~~~~~

★ご好評頂いている“**エッセイ**”が、**タイ語・日本語の2言語でダウンロードできる**ようになりました。

ダウンロードはこちらから→ <http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/essayjpn.html>

TJPサービスのご案内

通訳者派遣

半日から対応が可能です。
経験豊富な日本語能力検定N1
取得の通訳者が対応します。
商談、訴訟、技術研修、会計監査、
M&Aなど難易度が高い案件の
対応可能です。
他言語についても対応可能です。

翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳
を行っております。
契約書、覚書、法規関連文書から
マニュアルや仕様書まで多岐に
渡ります。
翻訳経験10年以上のベテラン
翻訳者、スペシャリストが対応いたします。

労働法勉強会 (主催:泰日経済技術振興協会)

月1回(合計3回)、労働法の勉強会
を行っております。
体系的に労働法と実務を学ぶ事
が可能です。

定型フォーマットの販売

「雇用契約書」「警告書」「退職届」
「解雇通知書」「給与証明」
など9種類のフォーマットを揃え
ております。

各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイ
アウト作成。
カタログのデザイン、ポスター作成
リーフレット、ハンドアウト
(配布用資料)のデザイン など

タイ国法律情報 (毎月第3木曜日発行)

タイの法律は改定が多く、
情報の変更が頻繁です。
その法律の改定をタイムリーに
お届け致します。

お問い合わせ

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>